

# さんがEXPRESS 掲示用

発行所  
セブン&アイグループ労働組合連合会  
イトーヨーカドー労働組合  
東京都千代田区二番町8-8  
TEL 03-6238-3940  
FAX 03-3261-2358  
発行者 渡邊 健志 編集者 岡山 明日菜

## 確認しよう！『2020年度新賃金』 6月10日（水）から賃金改定後の新賃金となります！

2020年度賃金改定後の新賃金は、6月10日（水）から支給されます。なお、賃金改定の詳細については、以下の内容をご確認ください。

今回の賃金改定では、セルフチェックでの面接を経て決定した皆さんの一人ひとりの評価に基づいた評価本人給が反映されています。また、リーダー、キャリア、レギュラー、シニアパートナーのステップアップ区別に評価本人給へ加算を実施します。下記掲載の賃金改定額計算方法を使用し、自身の賃金改定額を確認してください。

質問や不明な点については、まず上長にお問い合わせください。さらに質問がある場合は質問表に内容を詳しく記入して、社内メールで組合本部まで送付してください。

(担当：岡山)

**【賃金改定額計算方法】** 下記の表をもとに皆さんの賃金改定額を計算してみましょう！！

$$\text{あなたの賃金改定額} = \left( \text{店基礎時給} \times \text{表①、表② 評価反映額 改定率} = \text{評価本人給 の加減} \right) + \text{表③ 評価本人給 加算額} + \text{表④ 特別評価 加算額}$$

※店基礎時給は、個別の雇用契約書に記載の「店基礎時給」をご確認ください。

※小数点以下の取り扱いについては、表②のプラス係数（リーダーパートナーのA～BC評価、キャリア・レギュラー・シニアパートナーのA～B評価）の方は切り上げになります。また、マイナス係数（リーダーパートナーのC評価、キャリア・レギュラー・シニアパートナーのBC評価、C評価）の方は切り捨てになります。

### 表① 年間評価の確認

※まずはじめに自分の年間評価を確認してみましょう（下記の表を参照してください）

$$\text{年間評価} = \text{上期評価} + \text{下期評価}$$

年間評価		下期 評価				
		A	AB	B	BC	C
上期 評価	A	A	A	AB	B	C
	AB	A	AB	AB	B	C
	B	AB	AB	B	BC	C
	BC	B	B	BC	BC	C
	C	BC	C	C	C	C

※年間評価は上期と下期の評価で決定しています。

**表② 評価本人給の加減**

下期評価時（2019年11月末時点）のステップアップ区分で係数を確認して下さい。

賃金改定時評価 (年間評価)	A	A B	B	B C	C
リーダーパートナー	2.0%	1.7%	1.5%	0.0%	- 1.0%
キャリアパートナー	1.5%	1.0%	0.0%	- 0.5%	- 1.0%
レギュラーパートナー	1.0%	0.5%	0.0%	- 0.5%	- 1.0%
シニアパートナー	1.0%	0.5%	0.0%	- 0.5%	- 1.0%

※役職者の方については、A～B評価者(B C・C評価者除く)まで上記の係数に0.5%別途加算をします。

※評価本人給は、N A F組員と同様にステップアップ区分毎に上限額が設定されています。

【評価本人給上限額】

リーダーパートナー400円、キャリアパートナー200円、レギュラー・シニアパートナー50円

**表③ 評価本人給加算額**

下期評価時（2019年11月末時点）のステップアップ区分で係数を確認して下さい。

賃金改定時評価 (年間評価)	A	A B	B	B C	C
リーダーパートナー	5	5	5	5	0
キャリアパートナー	5	5	5	5	0
レギュラーパートナー	5	5	5	5	0
シニアパートナー	2	2	2	2	0

※リーダー～レギュラーのA～B C評価の加算額には、勤続反映額（3円）が含まれます。

※リーダー・キャリア・レギュラー・シニアパートナーのステップアップ区分および年間評価に対し、2020年度は、表③の金額を加算します。

**表④ 特別評価加算額**

下期評価時（2019年11月末時点）のステップアップ区分で係数を確認して下さい。

賃金改定時評価	A	A B
リーダーパートナー	4	3
キャリアパートナー	4	3
レギュラーパートナー	4	3
シニアパートナー	4	3

※今年度の賃金改定時に限り、年間総合評価「A・A B」の上位評価者に限り、表④の金額を加算します。

## 特別評価給の新設

賃金改定時に上位評価者に限り、評価本人給のステップアップ区分別上限額の上限超えを認める制度（評価による加算のみ基本給とは別に積み上げを行う）を2020年5月の賃金改定時より導入します。

《ステップアップ区分別の評価本人給上限額》

ステップアップ区分	レギュラーパートナー	キャリアパートナー	リーダーパートナー	シニアパートナー
上限額	50円	200円	400円	50円

《上位評価者》2020年5月の賃金改定時

リーダーパートナーのA～B評価者、キャリア・レギュラー・シニアパートナーのA～AB評価者

《上限超えのイメージ》

評価本人給とは別に新たに特別評価給を新設し、評価本人給の上限超え分のみ（勤続反映分は除く）積み上げます。ただし、特別評価給は50円を上限とします。

### 評価本人給の上限超えのみ加給

### 時給合計

基本給【最低賃金】										
本人基礎時給	評価本人給	調整給	特別評価給	曜日時間帯加給	職種加給	ステップアップ給	技術技能給	職責給	本人特別給	制度移行給

----- 切り取り線 -----

(質問表)

支部名		売場名		社員番号	
氏名		ステップアップ区分		年齢	
入社年月	年 月	労働組合からの連絡	希望する・希望しない		
連絡希望	店・本部（所属部署）/ご自宅・携帯電話		連絡先		
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					

※社内メールで「IY 00 労働組合 岡山 (3940)」まで送付してください。